

広島港湾振興事務所庁舎の仮移転に伴う行政機関設置条例の改正について

1 要旨

広島県広島港湾振興事務所の現庁舎については、令和 4 年度に実施した耐震診断結果において、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」との結果が出たため、職員や来所者の安全確保の観点から、当面の間、広島国際フェリーポートへ事務所を仮移転することとしていた。必要な改修を行った上で、令和 7 年内を目途に移転を実施するため、令和 7 年 6 月定例会において行政機関設置条例を一部改正する。

2 改正内容

行政機関設置条例第 14 条（港湾振興事務所）の「位置」の箇所を変更する。

（改正前）広島市南区宇品海岸二丁目

（改正後）広島市南区出島二丁目

施行期日：公布の日から起算して 6 ヶ月を超えない範囲内において規則で定める日



国土地理院配信の地図データを使用

3 これまでの経過

令和 4 年度 本館（昭和 56 年築造、プレハブ仕様）に耐震性能を欠くとの診断結果

令和 5 年度 現事務所近傍で、現事務所と同等の執務・駐車場スペースの確保と、迅速な移転が可能な施設を検討した結果、既存施設で現在継続的には使用されていない広島国際フェリーポートの活用が決定。

令和 6 年度 広島国際フェリーポートの改修開始

4 今後の対応

- 国際フェリーポートの改修が完了次第、移転予定。
- 現庁舎の取扱いについては、引き続き検討していく。